

## 授業料等減免取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学則第27条第3項の規定により、授業料及び入学金(以下「授業料等」という。)の減免の対象者の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程の用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 「学業成績等」とは、学生の学業成績、学習態度、行動その他生活態度をいう。
- (2) 「学費負担者」とは、学生本人及び主たる生計の維持者又は保証人をいう。

(減免の対象者)

第3条 学校の長(以下「校長」という。)は、学費負担者が次の各号の1に該当し、かつ、学生本人の学業成績等優秀と認められるときは、授業料等の減免の対象者としてすることができる。

ただし、留年者、学士入学者及び合理的な理由がなく、千葉県保健師等修学資金貸付金等の貸付申請をしない者についてはこの限りではない。

- (1) 天災その他の災害等により生活に困窮し、授業料の納入が著しく困難である者。
  - (2) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である者。
  - (3) 母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭その他学費負担者が死亡し、又は長期の疾病による療養を必要とし、授業料の納入が著しく困難である者。
  - (4) 前各号に掲げる者のほか、特にやむを得ない事情があると認められる者。
- 2 校長は、授業料等の減免を受けようとする学生が、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第17条の2第1項の規定により独立行政法人日本学生支援機構から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であるときは授業料等の減免の対象者としてすることができる。

(減免の額)

第4条 授業料等の減免の額は、全額、3分の2の額、3分の1の額又は4分の1の額とする。

2 減免をする期間は、原則として学期の前期又は後期の期間とする。

(減免対象者の認定に関する申請)

第5条 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書を校長に提出しなければならない。

2 過去において、第11条の規定により減免対象者の認定取消を受けた者は再度申請をすることができない。

(申請の期限)

第6条 減免申請は、学期の前期又は後期開始1か月以前に行わなければならない。

ただし、第3条第1号の規定による申請にあつては、災害等発生後6か月以内に、第3条第2項の規定による申請にあつては、学資支給金の支給対象者の認定後すみやかに行うものとする。

(減免の継続に関する確認)

第7条 授業料の減免を引き続き受けようとする者は、減免期間満了する月の10日までに授業料等減免の対象者の支給継続に当たっての要件等確認書を校長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定により減免の対象となった者については、同確認書の提出は不要とする。

2 家計急変の事由が生じたことにより減免の認定を受けた者は、家計急変の事由が生じた者に関する現況届を認定日から3ヶ月ごとに提出しなければならない。

(審査会)

第8条 本学校に授業料等減免審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、授業料等減免の対象者の認定等に関し審査する。

3 前項の審査は、大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号。以下「施行規則」という。)及び文部科学省が定める「高等教育の修学支援新制度授業料等減免事務処理要領」(以下「減免事務処理要領」という。)に基づく基準等により実施するものとする。

ただし、第3条第1項の各号の1に該当することとなった学生本人が、施行規則第10条第1項の各号に該当することにより同条に規定する授業料等減免のための選考対象者とならないときは、校長が当該学生の修学支援のため特に必要であると認める場合に限り、減免事務処理要領に基づく認定要件及び基準のうち、同条同項に係る要件以外の要件及び基準により、審査を行う。

4 審査会は、原則として3月及び9月に開催するものとする。

5 前2項のほか、審査会の構成、運営は、運営会議に準ずるものとする。

(減免の決定)

第9条 授業料等の減免決定は、審査会の審査を経て校長が行う。

2 校長は、前項の決定を行ったときは、授業料等減免認定結果通知書により通知するものとする。

(学業成績等の判定)

第10条 校長は、授業料の減免対象者の認定を受けている者に対し、毎年、施行規則第12条及び第13条の判定を行うものとする。

(減免対象者の認定取消し等)

第11条 校長は、授業料の減免対象者の認定を受けている者が、施行規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は、減免対象者の認定を取り消すものとする。

2 校長は、減免対象者の認定を取り消したときは、認定取消通知書により通知するものとする。

(判定結果の通知)

第12条 校長は、授業料の減免対象者の認定を受けている者が、施行規則第15条第3項に該当する場合は、審査会の審査を経て学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

2 校長は、前項の警告を行うときは、適格認定における学業成績の判定結果通知により当該授業料減免対象者に対し通知するものとする。

3 校長は、施行規則第13条の判定を行ったときは、適格認定における収入額・資産額の判定結果通知により当該授業料減免対象者に対し通知するものとする。

(減免対象者の認定の効力の停止)

第13条 校長は、授業料の減免対象者の認定を受けている者が、施行規則第18条第1項に該当するときは、減免対象者の認定の効力を停止するものとする。

2 校長は、前項の規定により減免対象者の認定の効力を停止された者が、施行規則第18条第2項に該当することとなったときは、減免対象者の認定の効力の停止を解除するものとする。

(その他)

第14条 この規程に定めがない事項は、施行規則及び減免事務処理要領によるものとするほか、この規程の施行に関して必要な事項は、校長が別に定める。

2 この規程及び施行規則に基づく届出、申請等は、別表に記載の様式により行うものとする。

(附 則)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成29年8月7日から施行する。

(附 則)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 授業料減免審査基準は、廃止する。

(附 則)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

## 別 表

<b>申請</b>	
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書	様式 1
申請者本人及び生計維持者に関する申告	別紙 1
編入学・転学の履歴	別紙 2
家計の急変に係る申告書	別紙 3
休職証明書	別紙 4
授業料等減免の対象者の支給継続に当たっての要件等確認書	様式 2 - 1
家計急変の事由が生じた者に関する現況届	様式 2 - 2
<b>通知</b>	
授業料等減免認定結果通知書	様式 3 - 1
授業料等減免認定結果通知書（不認定）	様式 3 - 2
授業料等減免認定結果通知書（家計急変） ※入学金減免あり	様式 3 - 3 ①
授業料等減免認定結果通知書（家計急変） ※入学金減免なし	様式 3 - 3 ②
適格認定における学業成績の判定結果通知（警告）	様式 4 - 1
適格認定における学業成績の判定結果通知	様式 4 - 2
適格認定における収入額・資産額の判定結果通知	様式 4 - 3
適格認定における収入額・資産額の判定結果通知（家計急変）	様式 4 - 4
認定取消通知書	様式 5
認定の効力の停止に関する通知	様式 6
<b>届出・申出</b>	
国籍・在留資格等の変更届	様式 7
生計維持者の変更届	様式 8
支援停止申請書	様式 9 - 1
停止解除（支援の再開）申請書	様式 9 - 2
<b>その他</b>	
授業料等減免の実績に関する報告書	様式 10